

所得税の還付申告をされる方へ

平成 29 年分の確定申告期間は、2 月 16（金）～3 月 15 日（木）（※土・日を除く）です。確定申告をされる方は、期間中に氏家税務署、または市の申告相談会場で申告をお願いします。

なお、平成 30 年度分の市・県民税の申告期間は、2 月 16 日（金）からです。申告の詳しい受付日程などは、広報やいた 2 月号でお知らせします。

還付申告により所得税が戻る方とは…

年末調整を受ける前に退職された方、年末調整で各種控除の申告ができなかった方、公的年金等の雑所得から源泉所得税を徴収されている方などは、各種控除の申告をすることにより、源泉徴収された所得税が戻る場合があります。申告する際は、源泉徴収票と各種必要書類をご用意ください。

【所得税の確定申告を提出される方へ】

国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」をご利用いただくと、自宅などで確定申告書を作成することができます。書面で印刷して税務署へ送付または e-TAX で送信（事前準備が必要）のいずれかでご提出ください。

医療費控除

本人、または生計を一にする親族の医療費を支払ったとき、その一部が医療費控除の対象となる場合があります。

医療費控除額の計算方法			
医療費 控除額※1 (最高200万円)	=	実質的に支払った医療費※2 平成29年中に支払った医療費	-
		医療保険などで戻った額	-
			10万円または所得金額の5% (どちらか少ない方)

※1 所得から医療費控除額を引いた額で税額が計算されるようになります。
※2 この金額が10万円、または所得金額の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます。

■対象となる医療費

- ①病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
 - (1) 医師、歯科医師による診療（治療）代
 - (2) 治療や療養のための医薬品購入費
 - (3) 病院や診療所、介護老人保健施設、助産所に入院・入所するための費用
 - (4) 治療のためのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などによる施術費
 - (5) 保健師・看護師・准看護師・特に依頼した人に支払った療養（在宅を含む）上の世話の費用
 - (6) 助産師による出産の介助料
 - (7) 介護保険制度で提供された一定のサービスの対価の内、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価（介護費、食事）として支払った額の2分の1相当額、または一定の居宅サービスの自己負担額
- ※詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。



社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

平成 28 年分以降の所得税、および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、

- マイナンバー（12桁）の記載
 - 本人確認書類の提示、または写しの添付 が必要です。
- ※本人確認（番号確認、および身元確認）を行う時に使用する書類の例
- ①個人番号カード
 - ②通知カード+運転免許証、健康保険の被保険者証など

問い合わせ／

- 所得税の申告に関すること
〒329-1393 さくら市氏家2431-1 氏家税務署
☎028(682)3311
- 市・県民税の申告に関すること
市税務課 ☎(43)1115
- 確定申告書作成コーナーの操作等に関すること
e-TAX 作成コーナーヘルプデスク
☎0570(01)5901
月～金曜 9:00～17:00（祝日、12/29～1/3を除く）

②次のような費用で、診療や治療などを受けるために、直接必要なもの

- (1) 通院費用、入院の部屋代や食事代、医療用器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
 - (2) 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用
 - (3) 6カ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代
- ※控除を受ける方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。なお、要介護認定を受けている方が2年目以降の申告をする場合、一定の要件に該当すれば「市が主治医意見書の内容を確認した書類」で申告できます。「市が主治医意見書の内容を確認した書類」については、市高齢対策課 ☎(43)3896へお問い合わせください。

■必要書類（平成 29 年のもの）

- ①医療費控除の明細書
(市税務課窓口、または国税庁ホームページにあります)
- ②医療費控除を受けるために医師等が発行した証明書

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

※医療費控除を受けるために医師等が発行した証明書については提出が必要です。(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)

※平成 31 年分の確定申告までは、従来どおり領収書および医療保険などで補てんされる金額が分かる書類の添付または提示によることもできます。

セルフメディケーション税制

平成 29 年分の確定申告から、健康の保持推進および疾病の予防として一定の取り組みを行った方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

セルフメディケーション税制の控除額の計算方法

控除額 (最高8万8千円)	=	特定一般用 医薬品等の 購入金額	-	保険金などで 補填される 金額	-	1万2千円
------------------	---	------------------------	---	-----------------------	---	-------

住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入・増改築等したとき、次の主な要件にあてはまれば、所得税の住宅借入金等特別控除が受けられます。(初年度は確定申告が必要です。)

ただし、入居した年とその年の前後2年以内に、譲渡所得の課税の特例(3千万円の特別控除、買い換え、交換の特例など)の適用があるときは、この控除を受けることはできません。

なお1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整などで控除が受けられます。

各種保険料控除

平成 29 年中に支払った健康保険料や公的年金保険料等の社会保険料および生命保険料・地震保険料が控除されます。

※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、年金から差し引かれている場合は差し引かれている方、口座振替の場合は口座名義人の方の控除対象となりますので、ご注意ください。

■必要書類

- ①社会保険料控除は、領収書または納付証明書
- ②生命保険料控除・地震保険料控除は、控除証明書

■必要書類

- ①セルフメディケーション税制の明細書
(市税務課窓口、または国税庁ホームページにあります)
 - ②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
- ※セルフメディケーション税制を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。
- ※特定一般用医薬品等購入費とは、スイッチ OTC 医薬品の購入費をいいます。なお、薬局等の領収書には、★マーク等で対象となる医薬品が分かるように記載されています。
- ※適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の詳細については、国税庁ホームページまたは「セルフメディケーション税制の明細書」裏面のお知らせをご覧ください。
- ※平成 31 年分の確定申告までは、「セルフメディケーション税制の明細書」に代えて特定一般用医薬品等の領収書の添付または提示によることもできます。

■主な要件（新築住宅の場合）

- ①住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいること
- ②控除を受ける年の所得金額が3千万円以下であること
- ③民間の金融機関や住宅金融支援機構などの住宅ローンなどを利用していること
- ④返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

■必要書類（新築住宅の場合）

- ①登記事項証明書（法務局発行）など
 - ②請負契約書、または売買契約書など
 - ③借入金の年末残高証明書
 - ④補助金の明細、住宅資金贈与を受けた方は金額のわかるもの
- ※土地も取得された方は、上記の①②の土地分の書類が必要です。
※新築以外の場合は、氏家税務署にお問い合わせください。

ふるさと納税についての注意事項

ワンストップ特例を適用する場合、すべて寄附した翌年の住民税からの控除となるため、所得税からの還付等は発生しません。また、複数の自治体に寄附をしている場合には、各々の自治体への申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

次の条件に該当する場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、特にご注意ください。

- ①確定申告書の提出を要する者となったとき
- ②確定申告書、または住民税申告書を提出したとき
- ③対象年中のふるさと納税寄附先が5団体を超えたとき
- ④ワンストップ特例の申請書提出後、次の1月1日までの間に住所変更等などがあつた場合に、1月10日までにふるさと納税先の自治体に変更届出書を提出していないとき

募集 都市計画構想に係る縦覧と公聴会を実施します

都市計画構想について、市民の皆さんのご意見を伺うため、縦覧と公聴会を実施します。

なお、この都市計画の構想についてご意見のある方は、意見申出書を提出することができるほか、希望する方は公聴会で公述人として意見を述べるすることができます。

都市計画の構想／

矢板都市計画道路の変更（栃木県決定）

3・3・5号宇都宮陸羽線

対象となる区域／

矢板市針生、土屋、山田の各一部

縦覧期間／

1月12日（金）～26日（金）（土・日を除く）

縦覧場所／

栃木県都市計画課計画担当、矢板土木事務所企画調査課、および矢板市都市整備課

意見申出書の提出方法／

住所・氏名・生年月日、意見の趣旨およびその理由を書いた意見申出書に、公述人となる意思の有無を明記して、縦覧期間内に下記の提出先に直接お持ちいただくか、郵送で提出してください。

●矢板都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線の変更に関する公聴会

日時／2月20日（火）19：00～

場所／文化会館 小ホール

※縦覧期間内に公述を希望する方がいない場合は、公聴会は開催しません。傍聴を希望される方は、開催の有無について、事前にご確認ください。

提出・問い合わせ／

栃木県都市計画課計画担当 ☎028(623)2465

矢板土木事務所企画調査課 ☎(44)2189

矢板市都市整備課 ☎(43)6213

募集 都市計画の変更案の縦覧を実施します

都市計画の変更案について、市民の皆さんのご意見を伺うため、縦覧を実施します。

なお、この都市計画の変更案についてご意見のある方は、意見書を提出することができます。

都市計画の変更案／

矢板都市計画地区計画の変更（矢板市決定）

矢板南産業団地地区計画および木幡地区地区計画

対象となる区域／

矢板市こぶし台の一部 及び 木幡の一部

縦覧期間／

1月12日（金）～26日（金）（土・日を除く）

縦覧場所／都市整備課

意見書の提出方法／

住所・氏名・生年月日、意見の趣旨およびその理由を書いた意見書を、縦覧期間内に直接お持ちいただくか、郵送で提出してください。

提出・問い合わせ／

〒329-2192 矢板市本町5-4 都市整備課

☎(43)6213

募集 平成30年度 市ホームページのバナー広告

市では、財源確保と財政健全に資することを目的として、市ホームページのバナー広告を実施しています。

この度、平成30年度分の広告を募集します。

申込開始日／2月1日（木）

対象／事業所・企業（市内外問わず）

掲載料／1枠につき月額15,000円

規格／1枠の規格は以下のとおり

- ・画素…高さ（縦）50ピクセル×幅（横）180ピクセル
- ・容量…10キロバイト以内（JPEGまたはGIFファイル）
- ・掲載数…トップページ下段に横5枠表示

掲載期間／4月～平成31年3月の内、希望する月

掲載できない広告／

- ・政治活動、選挙活動、宗教活動、個人の宣伝に係るもの
- ・公序良俗に反する、または反するおそれのあるもの
- ・風俗営業、消費者金融、商品先物取引 など

そのほか／

申込方法など詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページ下部の「広告掲載について」をご覧ください。

申込・問い合わせ／秘書広報課 ☎(43)3764

開催 第39回片岡地区コミュニティ新春講演会

自分たちの幸せを、自分たちでどのように創り上げていけばよいのでしょうか？まちづくりの専門家に、明るい地域づくりについて講演していただきます。

日時／1月28日（日）13：00～15：30

場所／片岡公民館 コミュニティホール

演題／市民の幸せづくりとコミュニティ

講師／茨城県生涯学習・社会教育研究会会長 長谷川 幸介氏
ゲストスピーカー／

茨城県社会福祉協議会地域福祉アドバイザー 外岡 仁氏
そのほか／

入場無料。講演前には、片岡中学校の元教諭・秋元武夫氏によるハーモニカ演奏があります。

問い合わせ／片岡公民館 ☎(48)0101

*月曜・祝日休館

募集 アロマ講座 ～マスクスプレーを作ろう～

花粉の季節におすすめの香りをブレンドし、マスクスプレーを作りましょう。

日時／2月9日（金）9：30～11：30

場所／片岡公民館 調理室

内容／

- ・精油、ハーブティーの特徴や使用法を学ぼう
- ・マスクスプレーを作ろう

定員／15人 *先着順

参加費／600円

申込方法／

1月16日（火）～31日（水）の間に、電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ／片岡公民館 ☎(48)0101

*月曜・祝日休館

開催 心の健康相談

人間関係やストレスなど、さまざまな悩みや不安をお持ちの方を対象に、精神科の医師による心の健康相談を行います。お気軽にご相談ください。

相談内容／対人関係・不眠・不安などの悩み、思春期・認知症・アルコール・薬物に関することなど

●市保健福祉センター ☎(43)1118

日時／2月13日（火）13：30～15：30

*2月2日（金）までに電話でお申し込みください。

●県矢板健康福祉センター（市武道館北側） ☎(44)1297

日時／1月23日（火）、2月22日（木）

3月27日（火）いずれも13：30～15：30

*事前に電話でお申し込みください。

募集 「就活の今」がわかる！保護者のための就活セミナー

来場者には「就活ガイドブック」をプレゼント！

日時／2月18日（日）10：00～12：00（受付9：30～）

場所／文化会館 小ホール

対象／就職活動に興味・関心のある保護者（学生も大歓迎!）

定員／100人 *事前申込特典あり、当日受付も可

参加費／無料

申込方法／

2月16日（金）までに、電話・ファクス・メールのいずれかでお申し込みください。その際、①氏名②年齢③電話番号④郵便番号⑤住所⑥参加人数をお伝えください。



メールはこちらから

申込・問い合わせ／

（株）下野新聞アドセンター ☎028(625)7966

FAX028(625)1089 ✉seminar@shimotsuke.jp

募集 手作り味噌教室

材料はすべて無添加のものを使用し、自分の手で大豆をつぶし、麴を混ぜ、タルに仕込みます。おいしい味噌を作りましょう。

日時／2月10日（土）10：00～12：00

場所／片岡公民館 調理室

定員／20人 *申込多数の場合は抽選

参加費／3,200円

持ち物／エプロン・三角巾

※手作り味噌4kgタル入りでお持ち帰りいただけます。

申込方法／

1月23日（火）までに、電話でお申し込みください。結果は、ハガキにてお知らせします。

申込・問い合わせ／片岡公民館 ☎(48)0101

*月曜・祝日休館

開催 文化協会所属写真部 第9回合同作品展

市内で活動している写真団体「四方山」「道草会」「矢板フォトクラブ」や個人による合同写真展が行われます。約70点の作品を展示しますので、ぜひご覧ください。

日時／1月27日（土）～2月11日（日）

10：00～16：00

※最終日は15：00で終了します。

場所／郷土資料館 多目的ホール

観覧料／無料

問い合わせ／郷土資料館 ☎(43)0423

*月曜休館

謹賀新年 おかげさまで111年。今年もよろしくお願ひ申し上げます。

市内唯一認定TOTORリモデルクラブ店
総合エネルギー（電気・ガス）&リフォーム

岩助 株式会社 スミスケ

矢板市針生71-3 ☎0287-43-0220
フリーダイヤル0120-82-5541
矢板市商工会会員・矢板市上下水道指定工事店

有資格者（建築士、管工事管理技士、土木工事管理技士、電気工事管理技士等）
ガスはもちろん水道・リフォーム工事もおまかせ下さい。

募集 平成30年度矢板市立小・中学校非常勤教育職員

市立小・中学生へのきめ細かな指導を行うため、非常勤教育職員を募集します。

募集人数／20人程度

賃金／教科担当……時給1,400円（教員免許状：要）

学習生活支援……時給1,100円（教員免許状：不問）

※通勤手当等はありません。

任用期間／4月1日～9月30日（更新有）

勤務時間／

・1日7時間45分とし、内45分を休憩時間とする。

・児童・生徒の登校日を勤務日とする。

※春休みや夏休みなどの長期休業日は、勤務を要しない。

応募資格／市立小・中学校に通勤可能で、学校教育に関心があり、やる気のある健康な方

応募締切／1月31日（水）（*必着）

応募方法／

市販の履歴書に必要事項を記入の上、直接お持ちいただくか、郵送でご応募ください。

※塩谷南那須教育事務所宛てに「矢板市勤務」と希望した方は、すでに受け付けていますので、応募の必要はありません。

選考方法／

書類選考・面接（2月中旬頃予定。後日通知します。）

応募・問い合わせ／

〒329-2165 矢板市矢板106-2 教育総務課

☎（43）6217

開催 弁護士による無料法律相談（予約制）

社会福祉協議会では、弁護士による相続・土地・金銭貸借などの法律相談を無料で開催しています。お気軽にご利用ください。

日時／毎月第3木曜日9:00～12:00（休日の場合は翌日）

※相談は1人30分程度。原則、受付順。

場所／さずな館 2階会議室（矢板市扇町2-4-19）

対象／市内に在住・在勤している方

申込方法／相談日の前々月1日から受付を開始します。

平日8:30～17:15に直接、または電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ／社会福祉協議会 ☎（44）3000

「猫よけ器」の無料貸出を開始します

野良猫の糞尿でお困りの方に、超音波を発生させることで猫を遠ざける「猫よけ器」の無料貸出を開始します。

貸出台数・期間／1世帯2台まで、2週間以内

貸出方法／

台数に限りがありますので、貸出可能か事前確認いただいた後、印鑑を持参の上、窓口までお越しください。

そのほか／

猫の個体差や住環境により効果には差がありますので、他の手段との併用がおすすめです。また、近隣の方のご迷惑にならないよう、十分注意してご使用ください。

申込・問い合わせ／くらし安全環境課 ☎（43）6755

市税は納期限内に自主納付～見逃しません！市税の滞納～



12/7に行われた県との合同公売会

市では滞納者宅等の捜索を行い、差押えを行っています。差押えたものは公売にかけ、売却代金が税にあてられます。

問い合わせ／

税務課 ☎（43）1115

開催 平成30年度生涯学習館体育室定期使用団体日程調整会議

平成30年4月から平成31年3月までの間に、定期使用を希望する団体の日程調整会議を行います。使用を希望する団体はご出席ください。

日時／2月8日（木）18:00～

場所／生涯学習館 2階 研修室（2）

問い合わせ／

生涯学習課 ☎（43）6218

普通車
運転免許

高校生免許取得応援 春休み短期コース受付中

普通車(AT) チャレンジコース 税抜価格

1/23入校

2/10卒検予定

259,000円～

緑新グループ

冬休み短期コース 受付中

（混む前に終わらせたい方、今から直ぐに始められます）

矢板自動車学校

（税込279,720円～）

0120-037-194

※コースにより料金は異なります。詳しくはお問い合わせ下さい。

途中解約の場合は必要経費を除き払い戻し致します。

この他に、県証紙代2,800円（仮免許試験料、交付手数料）を入校時にお支払いいただきます。

定員になり次第締切となりますのでお早めのご予約をお願いします。

矢板市荒井137 <http://www.yaita-ds.jp/>